

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月23日(2025.6.23)

【公開番号】特開2025-81406(P2025-81406A)

【公開日】令和7年5月27日(2025.5.27)

【年通号数】公開公報(特許)2025-095

【出願番号】特願2025-20644(P2025-20644)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月13日(2025.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立に基づき判定情報を取得可能であり、

前記判定情報に基づき表示手段において複数列の図柄を変動させてから仮停止させる変動演出を実行可能であり、

前記変動演出を実行する演出モードを、第1演出モードと、前記第1演出モードとは異なる第2演出モードとにより実行可能であり、

前記変動演出には、

前記第1演出モードにおいて特定列の図柄の変動の経路が第1経路である第1変動演出と

30

前記第2演出モードにおいて前記特定列の図柄の変動の経路が前記第1経路とは異なる第2経路である第2変動演出とがあり、

前記変動演出においてリーチを形成可能な第1列と、リーチにおいて最後に仮停止可能な前記第1列とは異なる第2列により前記図柄を表示可能であり、

前記変動演出において、リーチを実行した後に、特別遊技が行われないことを示す並びにより前記複数列の図柄を表示する特定変動演出を実行可能であり、

前記特定変動演出において表示される前記図柄の表示態様には、第1表示態様と、前記第1表示態様とは異なる第2表示態様とがあり、

前記図柄が仮停止する場合に特定音を出力可能であり、

前記特定音には、第1音と、前記第1音とは異なる第2音と、があり、

前記第1音は、

リーチにならずに仮停止する第1示唆期間に前記第1列又は第2列において出力可能であり、

前記第1表示態様で前記第1列の前記図柄が仮停止表示されるときよりも、前記第1表示態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときの方が、前記第1音が実行され難く

前記第2表示態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときよりも、前記第1表示

50

態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときの方が、前記第2音が実行され難い遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の目的を達成する本発明は、次のような遊技機として実現される。この遊技機（例えば、パチンコ遊技機100）は、

10

始動条件の成立に基づき判定情報を取得可能であり、

前記判定情報に基づき表示手段（例えば、画像表示部114）において複数列の図柄（例えば、3列の装飾図柄41）を変動させてから仮停止させる変動演出を実行可能であり

前記変動演出を実行する演出モードを、第1演出モード（第1ステージ）と、前記第1演出モードとは異なる第2演出モード（第2ステージ）とにより実行可能であり、

前記変動演出には、

前記第1演出モードにおいて特定列の図柄の変動の経路が第1経路である第1変動演出と、

前記第2演出モードにおいて前記特定列の図柄の変動の経路が前記第1経路とは異なる第2経路である第2変動演出とがあり、

20

前記変動演出においてリーチを形成可能な第1列（左列装飾図柄41および右列装飾図柄41）と、リーチにおいて最後に仮停止可能な前記第1列とは異なる第2列（中列装飾図柄41）により前記図柄を表示可能であり、

前記変動演出において、リーチを実行した後に、特別遊技が行われないことを示す並びにより前記複数列の図柄を表示する特定変動演出（リーチはずれ）を実行可能であり、

前記特定変動演出において表示される前記図柄の表示態様には、第1表示態様（装飾性の高い表示態様）と、前記第1表示態様とは異なる第2表示態様（装飾性の低い表示態様）とがあり、

前記図柄が仮停止する場合に特定音を出力可能であり、

30

前記特定音には、第1音（BGM）と、前記第1音とは異なる第2音（効果音）と、があり、

前記第1音は、

リーチにならずに仮停止する第1示唆期間（バラはずれ仮停止中）に前記第1列又は第2列において出力可能であり、

前記第2音は、

リーチが終わるときに前記第2列を含んで仮停止する第2示唆期間（リーチはずれ後の仮停止中）に出力可能であり、

前記第1表示態様で前記第1列の前記図柄が仮停止表示されるときよりも、前記第1表示態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときの方が、前記第1音が実行され難く

40

前記第2表示態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときよりも、前記第1表示態様で前記第2列の前記図柄が仮停止表示されるときの方が、前記第2音が実行され難い遊技機。

50